

大分県狩猟者確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、狩猟者を増加させ、イノシシ、シカ等有害鳥獣の捕獲を促進し、有害鳥獣による農林作物被害の削減を図るため、大分県狩猟者確保事業実施要領（平成19年7月6日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が事業（以下、「事業」という。）を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、当該年度の4月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

2 遂行状況報告は、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 契約書又は見積書の写し
- (2) 状況写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第8号様式)
- (2) 収支精算書(第9号様式)
- (3) 取組状況等の写真
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年度の予算に係る大分県狩猟者確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の予算に係る大分県狩猟者確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る大分県狩猟者確保事業費補助金から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県狩猟者確保事業費補助金から適用する。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助率	備考
<p>県内の狩猟者確保を促進するため狩猟業務に関する知識及び技術を有する狩猟者等で構成される団体</p>	<p>狩猟者確保のために行う、狩猟免許試験にかかる二回目以降の初心者講習会に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 会場使用料（空調、施設備品使用料等含む。）</p> <p>(2) 講師報償費</p> <p>(3) 講師旅費</p> <p>(4) 事務費（人件費、紙代、印刷代等含む）</p>	<p>1 / 2 以内 (予算の範囲内)</p>	

第1号様式（第3条関係）

年度大分県狩猟者確保事業費 補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者

年度において、下記のとおり大分県狩猟者確保事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県狩猟者確保事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定年月日
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

大分県狩猟者確保事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業実施場所	参加予定者数	事業の内容

(注)

- (1) 「事業日程」欄には、事業実施年月日、日程について記載する。
- (2) 「事業実施場所」欄には、事業実施会場の所在地、会場施設名を記載する。
- (3) 「事業の内容」欄には、実施する対象の狩猟免許種別、講義内容、講師名を記載する。

2 事業に要する経費

(単位：円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

収支予算書

1 収入 （単位：円）

区 分	本年度予算額	備考
県補助金		
計		

2 支出 （単位：円）

区 分	本年度予算額	備考
計		

（注）

- （1）支出区分は、別表に掲げる経費の内容とする。
- （2）備考欄には、算定基礎を記入する。

第4号様式（第4条関係）

年度大分県狩猟者確保事業
変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分
県狩猟者確保事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県狩
猟者確保事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

以下第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較
対照できるよう、変更部分を二段書きとし変更前を上段に変更後を下段に記載す
ること。

年度大分県狩猟者確保
事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県狩猟者確保事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県狩猟者確保事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 補助対象経費 円
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助条件 (要綱第4条の規定を転記)

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

年度大分県狩猟者確保
事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度 大分県狩
猟者確保事業費補助金 円を精算払（概算払）により交付されるよ
う、大分県狩猟者確保事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 高	事業完了予定 （完了）年月 日	備 考
円	円	円	円		

【支払方法（口座振込）】

- ・金融機関：
- ・店 舗：
- ・預貯金種別：
- ・口座番号：

年度大分県狩猟者確保事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県狩猟者確保事業について、下記のとおり実施したので、大分県狩猟者確保事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第8号様式）
- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) 取組状況等の写真
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

大分県狩猟者確保事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業実施場所	参加者数	事業の内容

(注)

- (1) 「事業日程」欄には、事業実施年月日、日程について記載する。
- (2) 「事業実施場所」欄には、事業実施会場の所在地、会場施設名を記載する。
- (3) 「事業の内容」欄には、実施した対象の狩猟免許種別、講義内容、講師名を記載する。

2 事業に要した経費

(単位：円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

収支精算書

1 収入

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増減	備考
県補助金				
猟友会費				
計				

2 支出

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増減	備考
計				

（注）

- （1）支出区分は、別表に掲げる経費の内容とする。
- （2）備考欄には、算定基礎を記入する。

第10号様式（第11条関係）

年度大分県狩猟者確保事業費
補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県狩猟者確保事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県狩猟者確保事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。